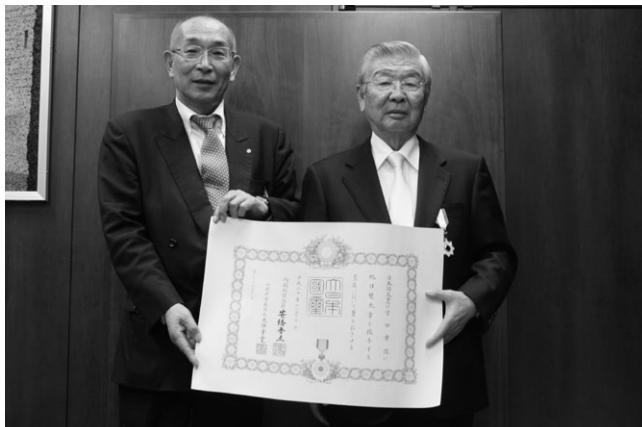




叙勲受章に輝く

11月13日(火)、愛知県庁において、叙勲の伝達式があり、吉田重俊氏に旭日双光章が授与されました。

氏は、愛知県木材組合連合会副会長を務めるなど、長きにわたり愛知県における木材業の発展にご尽力されました。おめでとうございます。

嘱託職員募集

(平成31年4月1日採用)

■一般事務補助職員等
若干名

応募資格

63歳まで(平成31年4月2日現在)事務作業等に従事したことのある方

勤務場所

飛鳥村役場または飛鳥村内の各施設

勤務内容

- ①受付業務
- ②事務補助
- ③施設の清掃等
- のいずれかに従事

勤務日および勤務時間

月曜～日曜のうち週5日間
午前9時～午後4時または5時
(休憩時間を含む)

応募期限

1月21日(月)

応募方法

履歴書を郵送または持参
(午前8時30分～午後5時15分)
※土曜・日曜および祝日を除く

申込み・問合せ先

総務部総務課

社会福祉法人飛鳥村社会福祉協議会職員募集

●募集人員
1名

応募資格

昭和53年4月2日以降に生まれた方で、次の①～③のいずれか1つに該当する方で、④およびパソコンの基本操作ができる方。
①社会福祉士、精神保健福祉士、のいずれかの資格を有する方
②障害者相談支援専門員の資格を有する方
③平成31年3月31日までに厚生労働省告示の実務経験を満たし、障害者相談支援従事者研修を受講できる方
④普通運転免許取得者で通勤可能な方

1次試験予定日

2月24日(日)

応募期限

2月8日(金)午後5時15分

応募方法

職員採用試験申込書と必要書類を持参または郵送
※土曜・日曜および祝日を除く

問合せ先

飛鳥村社会福祉協議会

平成31年4月1日「公共施設の敷地内全面禁煙のお願い」

公共施設における「望まない受動喫煙」を防ぐことを目的に、平成31年4月1日から、村内全ての公共施設を「敷地内全面禁煙」とします。

受動喫煙による健康への影響を最小限にとどめ健康増進を図るため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※施設の建物内だけでなく、その建物が建っている敷地内全てが対象となります。

場所

村内全ての公共施設(建物内及びその敷地内)

問合せ先

総務部総務課



愛知県知事選挙のお知らせ

●投票日および投票時間

2月3日(日) 午前7時～午後8時

●投票場所

飛島投票区 中央公民館ホール

大宝投票区 大宝八島集会所

政成投票区 新政成一時避難所

●公 示 日

1月17日(木)

●住所要件

平成30年10月16日以前から引き続き村内に住んでいる方で、選挙人名簿に登録されている方

●年齢要件

平成13年2月4日以前に生まれた方(投票日現在で満18歳以上の方)

●期日前投票

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所で投票することが原則となっていますが、投票日に仕事や旅行などの理由で投票所に行けない方のために、期日前投票制度が設けられています。

投票所入場券裏面への期日前投票宣誓書の記入について

本村では、期日前投票宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷しています。

事前にご自宅等で住所や氏名等をご記入いただくことにより、期日前投票所での受付がスムーズに済みます。期日前投票される場合は、投票所入場券裏面の宣誓書にご記入いただき、期日前投票所へお持ちください。

なお、選挙当日に投票される方は、期日前投票宣誓書への記入は不要です。

期日前投票期間

1月18日(金)～2月2日(土)

午前8時30分～午後8時

期日前投票場所

飛島村役場 1階 会議室B

※総務部総務課までお越しください。

●不在者投票

本村以外の選挙管理委員会での投票や病院・老人ホーム等の指定施設での投票をすることができる制度です。

不在者投票期間 1月18日(金)～2月2日(土)

本村から他の市町村へ転出した方

本村の選挙人名簿に登録されている方が愛知県内の他市町村へ転出し、転出先でまだ選挙人名簿に登録されておらず、引き続き居住している時には「愛知県内に引き続き住所を有する旨の証明書」を持参または本村投票管理者等に確認を求めているいただき、本人確認を行うことで、本村の投票所で投票ができます。

本村以外の選挙管理委員会での投票を行う場合

宣誓書・請求書に必要事項を記入のうえ、本村選挙管理委員会へ提出してください。(宣誓書・請求書用紙は本村選挙管理委員会へ請求してください。)

宣誓書・請求書が本村選挙管理委員会に届きましたら住所地(滞在地)へ投票用紙や不在者投票証明書等を送付しますので、到着後、最寄りの選挙管理委員会での不在者投票をしてください。

病院や指定施設での投票の場合

病院や施設の方に申し出てください。病院、施設が投票用紙などの請求を行いますので、病院、施設の指示に従って投票を行ってください。

●問合せ先

総務部総務課内飛島村選挙管理委員会



保険税(料)納付状況のお知らせを送付します

確定申告などの際、前年の1月から12月末に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です。次の方には、1月中に保険税(料)の納付状況のお知らせを送付します。

●国民健康保険税

保険税を納付した世帯主の方に「国民健康保険税納付済額確認書」を送付します。

●後期高齢者医療保険料

●介護保険料

普通徴収(口座振替・納付書払い)で保険料を納付した方に「後期高齢者医療保険料納付済額確認書」、「介護保険料納付済額確認書」を送付します。特別徴収(年金からの引き落とし)の方は、1月中に日本年金機構などの年金保険者が送付する「公的年金等の源泉徴収票」に保険料が記載されています。

●問合せ先

【国民健康保険】

【後期高齢者医療】

民生部住民課

【介護保険】

すこやかセンター内福祉課

障害者・特別障害者控除の認定書について

高齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、身体障害者に準ずる方等として飛島村長の認定を受けている方(要介護認定1以上)の方についても状態によっては控除対象者とするとしていきます。(本村の介護保険被保険者に限ります。)

対象者の方には、1月中に障害者控除対象者認定書を送付いたします。(申請手続きは不要です。)

障害者控除対象者認定書の交付については、民生部福祉課・介護保険係へお尋ねください。

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

新成人の皆さん

忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」にも国が責任を持ってサポートする公的年金制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入の手続き

学生や自営業者などの第一号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取れなくなることを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

●問合せ先

民生部住民課



昨年度、飛島村観光交流協会設立記念イベントとして開催し、1,300人以上のお客様にご来場いただいた「とびしマルシェ」を、今年度は協会主催イベントとして開催します。

飛島村の地産品を使った出店をしてくださる方、飛島村だからこそできる親子で楽しめるワークショップや体験を企画してくださる方、その他飛島村の賑わいの創造に力を貸してくださる方を募集します。

●開催日時

3月24日(日) 午前10時～午後2時(予定)

●開催場所

飛島村役場 特設会場
(中央公民館ホール 入口付近)

●出店料

1,000円(協会会員は無料)

●出店可能なジャンル

- ・フード／生鮮品(卵、野菜、果物等)／植物／衣類／雑貨／ワークショップ 等
- ・その他、主催者が認めたもの

●ブースサイズ

- ・原則として1小間(出店サイズ)約1.8m×1.8m
- ※上記サイズは、キッチンカーを除きます
- ※1小間以上のサイズをご希望の出店者は、別途ご相談ください

※ブースサイズは変更となる場合があります

- ・原則として1ブースにつき出店できるのは1屋号まで

※複数ブースを希望される方は別途主催者までご連絡ください

●申込期限

1月18日(金)午後5時(必着)

●出店者説明会およびブース位置抽選日

2月5日(火)(予定)

出店ご希望の方には募集要項をお送りします
また、詳細についてご不明な点は、次の問合せ先へご連絡ください

●問合せ先

飛島村観光交流協会事務局
(飛島村総務部企画課) ☎97-3462

平成31年男女共同参画
セミナーの開催について

男女共同参画の意識づくりのため、男女共同参画セミナーを開催します。

今年度のテーマは、「家事シェアできるスキル講座」です。

どなたでも参加できますので、皆さんお誘い合わせのうえ、お気軽にお越しください。

●日時

2月24日(日)
午後2時～3時30分(予定)

●場所

中央公民館 2階学習室

●講師

尾上 元彦氏

(株式会社コンバート・ワン
代表取締役)

●問合せ先

総務部企画課





チャイルドシート購入者に 補助金を交付しています

本村では、チャイルドシートを購入された保護者の方に、購入費の一部を助成する補助事業を実施しています。

●平成31年度から申請期限が変わります。

平成31年度からは次の通り変更となりますので、ご注意ください。

●対象

本村に住所を有する6歳以下の乳幼児の保護者の方。

※補助の対象は乳幼児1人につき1回を限度とします。

※チャイルドシートを購入した日から6か月以内に申請を受理したものに限りです。ただし、乳幼児の年齢が6歳の場合、6歳に達した日の属する年度の末日までの申請を受理したものに限ります。

●補助金の額

購入金額の2分の1または、1万5千円のいずれか低い方の額

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

飛島村安心カメラの 運用開始について

本村では、安全・安心の村づくりのため、犯罪の抑止、事件の早期解決、住民生活の安全の確保を目的として防犯カメラ「安心カメラ」といいます。の運用を開始しました。

安心カメラの映像等については、条例に基づき厳格に運用いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【安心カメラの設置目的】

犯罪の抑止、事件等の早期解決並びに住民生活の安全確保を目的として設置します。

【安心カメラの設置箇所】

警察、区長、学校関係者の皆さんのご意見をもとに、通学路を中心に村内50箇所を設置します。

【安心カメラの運用ルール】

安心カメラの適正な運用と管理のため、役場に責任者を設置します。

【画像等の取扱い】

(1) 画像等は目的以外に使用並びに閲覧することはありません。

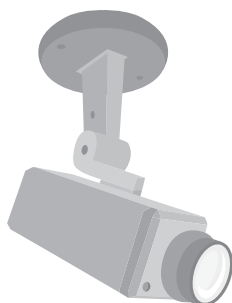
(2) 画像等は次の場合を除いて外部に提供しません。

- ①法令に定めがあるとき
- ②住民等の生命、身体または財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき
- ③捜査機関からの犯罪および事故の捜査を目的とした要請を受けたとき

(3) 本人を含めて個人からの要求による画像等の開示は行いません。

●問合せ先

総務部総務課



振り込め詐欺等注意喚起 年賀はがき贈呈式

振り込め詐欺等を未然に防止するため、飛島郵便局と共に企画した「振り込め詐欺等注意喚起年賀はがき」を、昨年度に引き続き協賛していただいた株式会社相模フードから贈呈していただきました。

贈呈していただいた年賀はがきは平成31年元旦に配達されております。



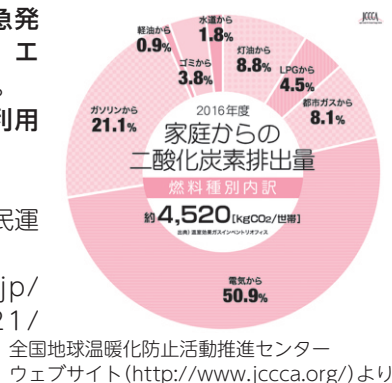
地球温暖化・大気汚染の 防止にご協力を

地球温暖化をもたらす二酸化炭素濃度は年々増え続けています。また、冬は暖房機器等の使用により空気が汚れやすい季節です。

家庭でできる小さな心がけで、地球温暖化・大気汚染を防止しましょう。

- 重ね着などの工夫で暖房は室温20℃を目安にしましょう。
- 照明や電化製品はこまめにスイッチを消しましょう。
- こたつなどの設定温度はこまめに調節しましょう。
- 不要なアイドリングや、急発進、急加速を避けるなど、エコドライブに努めましょう。
- 公共交通機関や自転車を利用しましょう。

「あいちCOOL CHOICE」県民運動実施中
(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/eco21/index.html>)



1月10日は 「110番の日」です。

事件・事故 緊急事案は 110番

警察の相談ダイヤル #9110

110番は、緊急通報のための専用電話です。

「事件・事故の被害にあった、目撃した。」その時は、焦らず・慌てず・冷静に110番通報をしてください。なお、110番通報の約4分の1が緊急性のない通報で、事件・事故などの対応に影響を及ぼす状況となっています。

緊急性のない要望・相談・お問い合わせなどは、警察の相談ダイヤル「#9110」または蟹江警察署（☎95-0110）をご利用ください。

5業種で12月16日から改定 愛知県特定最低賃金

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されていますが、愛知県では12月16日から5業種の改定がありました。（参考…愛知県の最低賃金は10月1日より898円）

特定最低賃金名	最低賃金額 (1時間)
鉄 鋼 業	957円
はん用機械器具製造業	928円
電気機械器具製造業	901円
輸送用機械器具製造業	936円
自動車（新車）小売業	921円

●問合せ先

津島労働基準監督署
☎2614155



仕事と介護の両立支援策 「ご存じですか？育児・介護休業法」

「育児・介護休業法」では、家族の介護を行う労働者が利用できる介護休業制度（要介護状態の家族介護のため、対象家族1人につき通算93日、3回分まで分割習得が可能）や、介護のための所定労働時間短縮措置や残業の免除、半日単位の修得が可能な介護休暇制度を定めています。

事業主と労働者の皆さんには、育児・介護休業法の趣旨・内容をご理解いただき、制度の活用と制度を利用しやすい環境づくりを進めていただきますようお願いいたします。

●育児・介護休業法の詳細や介護施策は、厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

★介護施策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/kokyou_roudou/koyokintou/ryouritsu/index.html
★育児・介護休業法について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000130583.html>

●問合せ先

愛知県労働局雇用環境・均等部指導課
☎052-857-0312